平成２１年（フ）第７７５号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字白旗110番地８
高橋貸家
債務者　木須　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４４０号
東京都東久留米市滝山７丁目16番20号小宮山方
債務者　中島　福司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　大助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４９６号
静岡県三島市新谷146番地
債務者　植野　宏幸
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
静岡県三島市新谷146番地
債務者　植野　智美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
静岡県沼津市岡一色134番地の１　サンコーポ寿203、前住所静岡県沼津市大岡3742番地の１　サンハイツ小林303号室
債務者　岡林よし子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
静岡県沼津市南本郷町９番14号　南本郷Ａハウス107、前住所静岡県沼津市下香貫楊原764番地の１
債務者　縄井　悠美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
愛知県一宮市大和町毛受字城之腰55番地１
債務者　小豆澤恵こと　安　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５２５号
愛知県一宮市大和町毛受字一本松60番地
シャトー一本松301号
債務者　小豆澤　勝
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５２９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入３番地１
コープ野村Ａ―503号
債務者　田中　政男
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５３０号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入３番地１
コープ野村Ａ―503号
債務者　田中つい子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８５３５号
大阪市中央区谷町２丁目１番20―1101号
債務者　徳田　祐二
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０６号
岡山県倉敷市広江７丁目14番５―306号
債務者　加下　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
岡山県倉敷市玉島黒崎2696番地
債務者　笠原　暢彦
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
岡山県倉敷市新田2841番地13
債務者　田尻　往睦
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
岡山県倉敷市西阿知町930番地２　ＮＴＹコーポＡ102
債務者　渡辺　美穂（旧姓青松・畦坪）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
岡山県倉敷市中島2657番地13
債務者　宇和田大記
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２７６号
札幌市豊平区平岸３条15丁目３番12号　豊栄ビル11号
債務者　小牟田美佐子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部